

○宇都宮市立図書館条例

昭和 56 年 3 月 24 日

条例第 25 号

(設置)

第 1 条 市は、図書館法(昭和 25 年法律第 118 号。以下「法」という。)
第 10 条の規定に基づき、次のとおり図書館を設置する。

名称	位置
宇都宮市立図書館	宇都宮市明保野町 7 番 57 号
宇都宮市立東図書館	宇都宮市中今泉 3 丁目 5 番 1 号
宇都宮市立上河内図書館	宇都宮市中里町 182 番地 1
宇都宮市立河内図書館	宇都宮市中岡本町 3397 番地

(平 4 条例 27・平 18 条例 33・平 19 条例 3・一部改正)

(事業)

第 2 条 図書館は、おおむね次に掲げる事業を行う。

- (1) 図書、記録、郷土資料、地方行政資料、刊行物、視聴覚資料その他必要な資料(以下「図書館資料」という。)を収集し、分類し、排列し、及びその目録を整理すること。
- (2) 図書館資料を一般公衆の利用に供し、その利用のための相談に応ずること。
- (3) 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、講演会、資料展示会等を開催し、及びその奨励を行うこと。
- (4) 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。
- (5) 館報その他図書館奉仕のための資料を刊行し、及び配布すること。
- (6) 他の図書館と図書館資料の相互貸借を行うこと。
- (7) その他図書館の目的を達するために必要な事業

(平 16 条例 45・一部改正)

(利用の制限)

第 3 条 教育委員会は、図書館を利用する者(以下「利用者」という。)
が次の各号の一に該当すると認めるときは、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがあるとき。
- (3) その他管理上支障があるとき。

(平 9 条例 22・旧第 4 条繰上)

(手数料)

第4条 図書館資料のうちマイクロフィルムの複写を依頼しようとする者は、複写1枚につき、100円の範囲内において規則で定める手数料を納付しなければならない。

- 2 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、手数料の全部又は一部を免除することができる。

(平9条例22・旧第5条繰上・一部改正)

(図書館協議会)

第5条 法第14条第1項の規定に基づき、宇都宮市立図書館に宇都宮市図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

- 2 協議会は、委員13人以内をもつて組織する。
3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平4条例27・一部改正、平9条例22・旧第6条繰上、平12条例41・平19条例3・一部改正)

(委任)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(平9条例22・旧第7条繰上)

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和56年規則第35号で第1条、第6条及び第7条の規定は、昭和56年4月1日から施行)

(昭和56年規則第51号で第2条から第5条までの規定は、昭和56年7月7日から施行)

附 則(平成4年3月24日条例第27号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成4年規則第28号で(第3条第2項第1号の次に1号を加える改正規定を除く。)平成4年4月1日から施行)

(平成4年規則第51号で第3条第2項第1号の次に1号を加える改正規定は、平成4年8月1日から施行)

附 則(平成9年3月24日条例第22号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成12年6月27日条例第41号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年12月27日条例第45号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成 18 年 9 月 28 日条例第 33 号)
この条例は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 5 日条例第 3 号)
この条例は、平成 19 年 3 月 31 日から施行する。